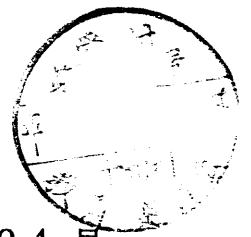


教	育	課	係	人
長	官	印		印



6教義第 804 号
平成6年10月1日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

高知県人事委員会規則の一部改正及び運用について（通知）

うえのことについて、別紙のとおり公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和29年高知県人事委員会規則第6号）の一部が改正されましたので、管下教職員に周知願います。

なお、改正内容及びその運用は下記のとおりです。

記

- 1 生理休暇の対象者として、現行の「生理に有害な職務に従事する者」を削除し、生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合にのみ休暇が承認されるものであること。
- 2 「生理日において勤務することが著しく困難である者」について、女子職員から生理日の勤務が困難であるとして休暇の請求があった場合には、これに該当させ、特に証明を求める必要はないこと。
- 3 生理のつど生理休暇として認められる期間は2日までとし、2日を越える期間については病気休暇とすること。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年九月三十日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

高知県人事委員会規則第二十七号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十九年高知県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十条の表九の項中「生理に有害な職務に従事する者及び」を削る。

附 則

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

新 旧 対

新

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋）
（特別休暇）

第十条 特別休暇は、次の表に定める基準によるものとする。

原	因	承認を与える期間
一〇～二一 略	九 女子職員の生理（生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合）	その都度必要と認める期間。ただし、二日を超えるときは、その超える期間については、前条の規定による。
一〇～二一 略	略	略

照 表

旧

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋）
（特別休暇）

第十条 特別休暇は、次の表に定める基準によるものとする。

原	因	承認を与える期間
一〇～二一 略	九 女子職員の生理（生理に有害な職務に従事する者及び生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合）	その都度必要と認める期間。ただし、二日を超えるときは、その超える期間については、前条の規定による。
一〇～二一 略	略	略